

○練馬区障害者企業実習奨励金支給要綱

平成19年4月18日

19練福障第117号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の就労促進を図るため、職業準備訓練の一環である企業実習を行った障害者に対し、練馬区障害者企業実習奨励金（以下「奨励金」という。）を支給する場合に必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 奨励金の支給対象者は、練馬区内在住の障害者で、障害者支援施設や就労支援事業を行う団体（以下障害者支援施設等という。）に在籍し、または登録されており、かつ、障害者支援施設等で作成される個別支援計画書に、就労支援に取り組むことが明記されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する者は、支給対象としない。ただし、区長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

(1) 区立施設に在籍している者

(2) 勤務先または実習先から賃金、謝礼金、交通費等の支払いを受けている者

(対象実習)

第3条 奨励金支給の対象となる実習は、前条で規定した障害者が、企業等において就労するために必要な技量等の向上を図るために行うものとする。

2 前項の企業実習には、練馬区役所内および練馬区の施設等で行われる体験実習は含まない。

(支給額)

第4条 前条に規定する実習を行った者に対し、奨励金を日額1,000円支給する。ただし、一日の実習時間が3時間に満たない場合は、日額500円とする。

2 所属する施設より訓練手当等を支給されている場合は、その金額を差し引いた残りの額を支給する。

(支給期間)

第5条 同一実習についての支給期間は、60日を限度とする。

(交付申請)

第6条 奨励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、つぎに掲げる書類を区長に提出するものとする。ただし、第4条第2項に規定する訓練手当等を支給されている場合は、支給額を証明する書類もあわせて提出するものとする。

- (1) 練馬区障害者企業実習奨励金支給申請書兼請求書（第1号様式）
- (2) 練馬区障害者企業実習奨励金実習報告書（第2号様式）
- (3) 個別支援計画書
- (4) 出勤簿の写しまたは実習を行った日数および時間を確認できる書類
- (5) 支払金口座振替依頼書

2 前項に規定する申請は、実習終了の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（支給決定）

第7条 区長は、前条により申請があった場合は、申請書兼請求書および提出書類を審査のうえ、支給の可否を決定する。

2 区長は、奨励金の支給を適当と認めるときは、練馬区障害者企業実習奨励金支給決定通知書（第3号様式）により、支給を不適当と認めるときは、練馬区障害者企業実習奨励金不支給決定通知書（第4号様式）により通知する。

（決定の取消）

第8条 偽りその他不正の手段により、支給の決定を受けたときは、区長は、支給の決定の全部または一部を取り消すことができる。

（支給方法）

第9条 奨励金は、原則として、当該支給対象者の預金口座への入金により支給する。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項は、障害者施策推進課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

付 則（平成25年9月2日25練福障第276号）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

付 則（平成25年11月14日25練福障第1429号）

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 練福障第 2269 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区障害者企業実習奨励金支給要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

練馬区障害者企業実習奨励金支給申請書兼請求書

練馬区長 殿

練馬区障害者企業実習奨励金の支給を申請し、支給決定後に支給確定額を請求します。

なお、練馬区障害者企業実習奨励金支給要綱第2条に規定する支給対象者であることに相違ありません。

申請日	令和 年 月 日	
申請者兼請求者	氏名	フリガナ
	住所	〒
	生年月日	年 月 日
実習先	名称	
	住所	〒
実習期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
実習日数	_____ 日間（内、1日の実習時間が3時間以上の日数：_____ 日間 1日の実習時間が3時間に満たない日数：_____ 日間）	
金額	_____ 円（内訳） 1,000円 × _____ 日 = _____ 円 500円 × _____ 日 = _____ 円	
所属施設・団体等	名称	
	住所	〒
	電話	
	施設長名	

（注意事項）

- 1 申請兼請求は、実習終了の翌日から起算して1年以内に行ってください。申請が遅れた場合、原則として奨励金はさかのぼって支給されません。
- 2 訓練手当等を支給されている場合は、支給額を証明する書類を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

練馬区障害者企業実習奨励金実習報告書

令和 年 月 日

練馬区長 殿

（企業名）

住 所

名 称

電 話

代表者

下記のとおり、実習報告いたします。

記

1 実習者氏名

2 実習期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 実習日数 日間

4 実習内容

5 実習評価

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

殿

練馬区長

⑨

練馬区障害者企業実習奨励金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区障害者企業実習奨励金について、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給額

円

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

殿

練馬区長

④

練馬区障害者企業実習奨励金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区障害者企業実習奨励金について、  
下記の理由により支給しないことと決定したので通知します。

記

1 理由